

長崎県公立大学法人参与規程

〔平成25年4月1日〕
規程第7号

(趣旨)

第1条 理事長は、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）の運営及び長崎県立大学の教育・研究の充実に関し指導・助言を求めるため、参与を任命することができる。

(参与の資格)

第2条 参与は、長崎県立大学の理念を理解し、大学の教育・研究等について広く、かつ、高い識見を有する者とする。

(任期)

第3条 参与の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(勤務条件)

第4条 参与の勤務条件については、任命しようとする者の経験、能力等に応じて理事長が定める。

(呼称)

第5条 参与は、理事長の承認を得て特命教授又は特命准教授と称することができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。